



熊本県公報

第 1 2 2 2 8 号

平成 25 年 7 月 5 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則の一部を改正する規則	(森林整備課) 1
○熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則	(情報企画課) 1
○熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境立県推進課) 6
告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課) 6
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 6
○社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 2 項の規定による登録研修機関の登録	(高齢者支援課) 7
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画	(水産振興課) 7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(") 8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(") 9
公 告	
○林業種畜生産事業者の登録の失効	(森林整備課) 9
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課) 9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 9
○平成 25 年度熊本県登録販売者試験の実施	(薬務衛生課) 9
登 載 依 頼	
○平成 25 年度第 2 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	(熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 10

規 則

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 1 号

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則の一部を改正する規則
熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和 32 年熊本県規則第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「手形交換所加入銀行」を「手形交換所に加入している銀行」に、「財団法人日本木材総合情報センター」を「一般財団法人日本木材総合情報センター」に、「の支払保証手形」を「が支払を保証した手形又はこれらの機関の保証」に改め、同条第 2 項中「前項の」を削り、「延納担保提供日」を「延納担保の提供の日」に、「の規定による」を「に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 2 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

別記第 2 号様式(第 3 条関係)

電 子 証 明 書 失 効 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者

住 所

氏 名

連絡先 電話番号 ()

(代理人(代理人による申請の場合に記入してください。))

住 所

氏 名

連絡先 電話番号 ()

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり電子証明書の失効を求める旨の申請をします。

住民票の記載事項	ふりがな			
	氏 名			
	ふりがな			
	通 称			
	住 所			
	生 年 月 日	年 月 日	男女 の別	男・女
電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無		有 ・ 無		
電子証明書のシリアル番号				

- (注) 1 「氏名」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、氏名がローマ字表記であるときは、ふりがなを付さなくても差し支えありません。
- 2 「通称」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、住民票に通称が記載されているときに記入してください。
- 3 「電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無」欄は、電子証明書のシリアル番号を確認できる資料(ICカード、電子証明書の写し等)を本日お持ちの場合には有に○を付けてください。なお、ICカードをお持ちの場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該 ICカードから消去しますので、あらかじめ御了承ください。
- 4 「電子証明書のシリアル番号」欄は、番号がお分かりになる場合に記入してください。

※事務処理記入欄

受付担当者	受付年月日
	年 月 日

別記第 3 号様式(第 4 条関係)

利用者署名符号漏えい等届出書

年 月 日

熊本県知事

様

届出者

住 所

氏 名

連絡先 電話番号 ()

代理人(代理人による届出の場合に記入してください。)

住 所

氏 名

連絡先 電話番号 ()

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり利用者署名符号の漏えい等があったので届け出ます。

住民票記載事項	ふりがな			
	氏 名			
	ふりがな			
	通 称			
	住 所			
	生 年 月 日	年 月 日	男女の別	男・女
届 出 の 事 由 (該当番号に○をつけてください。)	1 ICカードの紛失 2 ICカードの破損 3 ICカードの盗難 4 パスワードの漏えい	5 その他	〔 〕	
電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無	有 ・ 無			
電子証明書のシリアル番号				

- (注) 1 「氏名」欄は、外国人住民の方が届け出る場合で、氏名がローマ字表記であるときは、ふりがなを付さなくても差し支えありません。
- 2 「通称」欄は、外国人住民の方が届け出る場合で、住民票に通称が記載されているときに記入してください。
- 3 「電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無」欄は、電子証明書のシリアル番号を確認できる資料(ICカード、電子証明書の写し等)を本日お持ちの場合には有に○を付けてください。なお、ICカードをお持ちの場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該ICカードから消去しますので、あらかじめ御了承ください。
- 4 「電子証明書のシリアル番号」欄は、番号がお分かりになる場合に記入してください。
- 5 本届出書により、届出に係る電子証明書は失効となります。

※事務処理記入欄

受付担当者	受付年月日
	年 月 日

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 25 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 3 号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則(平成 22 年熊本県規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) グリーン電力証書(一般財団法人日本エネルギー経済研究所(昭和 41 年 9 月 10 日に財団法人日本エネルギー経済研究所という名称で設立された法人をいう。)のグリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行された証書(以下この号において「認証証書」という。))で、県内において発電した電力に係るものをいう。)又はグリーン熱証書(認証証書で、県内において発生した熱に係るものをいう。)の購入

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 6 6 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 25 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
天草ボランの広場 天草市新和町碓石 6 6 番地 1	社会福祉法人 晃明会 天草市新和町碓石 6 6 番地 1 竹本 亨	就労移行支援(一般型)	平成 25 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 6 9 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 26 条の 2 第 2 項の規定により次の森林を解除予定保安林にするので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 25 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 上益城郡甲佐町大字坂谷字辻 8 4 1 番 3、8 4 3 番 2
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 6 7 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 25 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
きづき 球磨郡あさぎり町上西 1	一般社団法人 フィールドワーク	就労継続支援 A 型	平成 25 年 7 月 1 日

28-8	球磨郡あさぎり町上西1 28-8 和田 彩花		
------	------------------------------	--	--

熊本県告示第 6 7 1 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 4 条第 2 項の規定により登録研修機関として次のとおり登録をしたので、同法附則第 1 7 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
セントケア九州株式会社	熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号	平成 2 5 年 6 月 2 6 日

熊本県告示第 6 7 2 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 2 4 年熊本県告示第 1 3 2 4 号）を次のとおり変更したので、同条第 1 0 項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿岸地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していくうえでも重要な役割を果たしている。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

(2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきた。

今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第 3 条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第 1 種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第 1 3 条の協定制度をいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

第 1 種 特 定 海 洋 生 物 資 源 の 平 成 2 4 年 の 管 理 対 象 期 間 及 び 知 事 管 理 量 は、 次 の と お り

【まあじ】
平成 2 4 年 1 月 から 同 年 1 2 月 まで 若 干

【まいわし】
平成 2 4 年 1 月 から 同 年 1 2 月 まで 若 干

【まさば及びごまさば】
平成 2 4 年 7 月 から 平 成 2 5 年 6 月 まで 若 干

第 1 種 特 定 海 洋 生 物 資 源 の 平 成 2 5 年 の 管 理 対 象 期 間 及 び 知 事 管 理 量 は、 次 の と お り

【まあじ】
平成 2 5 年 1 月 から 同 年 1 2 月 まで 若 干

【まいわし】
平成 2 5 年 1 月 から 同 年 1 2 月 まで 若 干

【まさば及びごまさば】
平成 2 5 年 7 月 から 平 成 2 6 年 6 月 まで 若 干

3 第 1 種 特 定 海 洋 生 物 資 源 知 事 管 理 量 に 関 し 実 施 す べ き 施 策 に 関 す る 事 項

【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】
中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。
また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 そ の 他 の 海 洋 生 物 資 源 の 保 存 及 び 管 理 に 関 す る 重 要 事 項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊 本 県 告 示 第 6 7 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 7 月 5 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ハッピーオレンジ 葦北郡芦北町大字米田 1 2 0 7 番地 1	特定非営利活動法人 ハッピーオレンジ 葦北郡芦北町大字米田 1 2 0 7 番地 1 松本 秀子	就労継続支援 B 型	平成 2 5 年 7 月 1 日

熊 本 県 告 示 第 6 7 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 7 月 5 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
多機能型支援事業所 オリーブ 玉名市横島町横島 5 8 番 6 4	合同会社オリーブ 熊本市東区小峯三丁目 5 番 1 2 - 6 0 4 号 稗島 奈由美	生活介護、就労継続支援 B 型	平成 2 5 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 7 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
清流荘 菊池市隈府 1 5 8 7 番地 1 7	社会福祉法人菊愛会 菊池市重味字北の原 2 3 8 0 番地 7 最上 太一郎	就労継続支援 A 型	平成 2 5 年 7 月 1 日

公 告

熊本県公告第 3 8 6 号

林業種苗法（昭和 4 5 年法律第 8 9 号）第 1 4 条第 1 項の規定により登録が失効したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	生産事業者の住所及び氏名又は名称	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種穂		苗木		
		採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成	
6 6 6	東京都千代田区 6 番町 1 3 番地 4 社団法人林木育種協会			○		九州事業所 熊本県合志市大字須屋 2 3 2 0

熊本県公告第 3 8 7 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 1 8 9 条の規定により、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成 2 5 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
後藤 和光
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 2 5 年 5 月 3 1 日付け熊本県告示第 5 6 7 号による。

熊本県公告第 3 8 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字大摩原 2 0 0 0 番 4 1 9 の一部、同 2 0 0 0 番 1 6 8 8 の一部、同 2 0 0 0 番 1 7 6 6 及び同 2 0 0 0 番 2 3 5 5 4, 6 7 0. 4 7 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
山鹿市鍋田 1 7 8 番地 1
株式会社 エスケーホーム

熊本県公告第 3 8 9 号

薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 3 6 条の 4 第 1 項の規定による登録販売者試験

(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。
平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

平成25年11月2日(土)

(2) 場所

熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号

2 試験時間及び項目

試験時間及び試験項目は、次のとおりとする。

試験時間	試験項目	問題数
午前10時30分から午後0時30分まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
	人体の働きと医薬品	20問
	医薬品の適正使用・安全対策	20問
午後2時から午後4時まで	主な医薬品とその作用	40問
	薬事関係法規・制度	20問

3 受験資格

薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)第159条の5第2項各号のいずれかに該当する者とする。

4 受験手続等

(1) 受験申請書等の請求

受験申請書等は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。
なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(返信先を明記し、140円分の切手を貼った角形2号封筒(1部請求の場合))を同封のうえ請求する。

(2) 受験申請書等の受付期間

平成25年8月19日(月)から同年8月30日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成25年8月19日(月)から同年8月30日(金)までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験申請書等の提出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は最寄りの熊本県保健所

(4) 提出書類

受験申請に当たって提出する書類は、次のとおりとする。

ア 登録販売者試験受験申請書

イ 受験資格を有することを証する書類

ウ 写真台帳

エ 写真(提出前6か月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度の上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。)

(5) 受験手数料

13,000円

(6) 受験票の送付

受験申請書等の受付後、平成25年10月初旬に受験者宛てに送付する。

5 合格発表

平成25年12月4日(水)午前10時に熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者宛てに合格通知書を郵送する。

6 問合せ先

(1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

(2) 最寄りの熊本県保健所

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第2号

平成25年度第2回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年7月5日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

委員長 高 木 一 孝

- 1 開催日時
平成25年7月17日(水)
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階201会議室
- 3 議題
平成25年6月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局(熊本県健康福祉部健康危機管理課)
(電話096-333-2240)